



福岡県医発第1357号(地)
平成18年10月13日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



鹿児島県医師国民健康保険組合等負担割合の一部改正について(通知)

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 鹿児島県医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

種 別	現 行	改 正 後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

2. 島根県建設国民健康保険組合

(1) 改正内容

種 別	現 行	改 正 後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



3. 佐賀県医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

種 別	現 行	改 正 後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

4. 佐賀県歯科医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

種 別	現 行	改 正 後
70歳以上の一定以上所得者	2 割	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

5. 沖縄県医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

現 行		改 正 後	
種 別	負担割合	種 別	負担割合
医 師 組 合 員	3 割	3歳に達する日の属する翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合	3 割
従 業 員 組 合 員			
組合員の世帯に属する家族	3 割	3歳に達する日に属する月以前である場合	3 割
3歳に達する日の属する月以前である場合	2 割		
70歳以上の一定以上所得者	2 割	70歳以上の一定以上所得者	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

6. 愛媛県医師国民健康保険組合

(1) 改正内容

現 行		改 正 後	
種 別	負担割合	種 別	負担割合
3歳に達する日の属する月以前である場合	2 割	3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する月以前である場合	3 割
70歳以上の一定以上所得者	2 割	70歳以上の一定以上所得者	3 割

(2) 施行年月日 平成18年10月1日

7. 佐賀県建設国民健康保険組合

(1) 改正内容

種 別		現 行	改 正 後
70歳以上	一定以上所得者	2 割	3 割
	組合員	2 割	2 割 (※平成19年3月診療分まで)

(2) 施行年月日 平成18年10月1日



(公印省略)

18国保第101号-12

平成18年10月6日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長

(施設医療係)

鹿児島県医師国民健康保険組合等規約の一部改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、鹿児島県保健福祉部長寿社会課長他から通知がありましたので、お知らせします。





長 社 第 5 3 0 号
平成18年 9月26日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

鹿児島県保健福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

鹿児島県医師国民健康保険組合規約の一部改正等について（通知）

このことについて、鹿児島県医師国民健康保険組合から、一部負担金に関する規約の一部改正についての認可申請があり、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき認可されましたので通知します。

なお、改正内容は別紙のとおりですので、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。



(別紙)

1 改正内容

現 行	改 正 後
(一部負担金) 第10条 保険医療機関または保険薬局において療養の給付を受ける際の一部負担金は次の通りとする。 (1) 組合員及びその世帯に属する被保険者が療養の給付を受ける際の一部負担金の額は当該療養の給付に要する費用の額の10分の3に相当する額とする。<u>(次号以降に掲げる場合を除く。)</u> <u>(4)</u> 3歳に達する日の属する月以前である場合、給付を受ける際の一部負担金の額は当該療養費の給付に要する費用額の10分の2に相当する額とする。 <u>(2)</u> 70歳に達する日の属する月の翌月の以後である場合について、給付を受ける際の一部負担金の額は当該療養の給付に要する費用額の10分の1に相当する額とする。<u>(次号以降に掲げる場合を除く。)</u> <u>(3)</u> 70歳に達する日の属する月の翌月の以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る)について同上第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき(同条第4項に規定する適用除外事項を含む)、給付を受ける際の一部負担金の額は当該療養に要する費用額の<u>10分の2</u>に相当する額とする。	(一部負担金) 第10条 保険医療機関または保険薬局において療養の給付を受ける際の一部負担金は次の通りとする。 (1) 組合員及びその世帯に属する被保険者が療養の給付を受ける際の一部負担金の額は当該療養の給付に要する費用の額の10分の3に相当する額とする。<u>(3歳に達する日の属する月の翌日以降であって70歳に達する日の属する以前である場合)</u> <u>(2)</u> 3歳に達する日の属する月以前である場合、給付を受ける際の一部負担金の額は当該療養費の給付に要する費用額の10分の2に相当する額とする。 <u>(3)</u> 70歳に達する日の属する月の翌月の以後である場合について、給付を受ける際の一部負担金の額は当該療養の給付に要する費用額の10分の1に相当する額とする。<u>(次号以降に掲げる場合を除く。)</u> <u>(4)</u> 70歳に達する日の属する月の翌月の以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る)について同上第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき(同条第4項に規定する適用除外事項を含む)、給付を受ける際の一部負担金の額は当該療養に要する費用額の<u>10分の3</u>に相当する額とする。

2 施行年月日

平成18年10月1日

島根県医師国民健康保険組合規約一部改正対照表

現 行	改 正 後
(一部負担金)	(一部負担金)
第 13 条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、次の各号に定めるところによる。	第 13 条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、次の各号に定めるところによる。
一 組合員及び准組合員は、当該給付に要する費用の額の 10 分の 3 に相当する額	一 (同 文)
二 被保険者である家族は、当該給付に要する費用の額の 10 分の 3 に相当する額 但し、3 歳に達する日の属する月以前である場合については、当該療養の給付に要する費用の 10 分の 2 に相当する額	二 (同 文)
三 前各号の規定にかかわらず、70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）は、当該療養の給付に要する費用の 10 分の 1 に相当する額	三 (同 文)
四 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する者に限る。）について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上であるときは、当該療養の給付に要する費用の 10 分の 2 に相当する額	四 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する者に限る。）について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上であるときは、当該療養の給付に要する費用の 10 分の 3 に相当する額
2 前項の規定にかかわらず、老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による医療を受けることができる者を除く。	2 (同 文)
(出産育児一時金)	(出産育児一時金)
第 14 条 組合は、組合員、被保険者である家族及び准組合員が出産したときは、出産育児一時金として <u>300,000 円</u> を支給する。	第 14 条 組合は、組合員、被保険者である家族及び准組合員が出産したときは、出産育児一時金として <u>350,000 円</u> を支給する。
2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の給付は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号、他の法律において準用し、又はその例によることとされている場合を含む。）、公共企業体職員等共済組合法（昭和 31 年法律第 134 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。	2 (同 文)
(組合会議員の定数)	(組合会議員の定数)
第 29 条 組合会議員（以下「議員」という。）の定数は、 <u>29 人</u> とする。	第 29 条 組合会議員（以下「議員」という。）の定数は、 <u>30 人</u> とする。
(議員の選挙及び選挙区)	(議員の選挙及び選挙区)
第 30 条 議員は、各選挙区において選挙する。	第 30 条 議員は、各選挙区において選挙する。
2 選挙区は、次に掲げる選挙区とし、各選挙区において選挙すべき議員の人数は、郡市医師会ごとに組合員数に比例した次に掲げる人数とし、選挙について必要な事項は、組合会の議決によりこれを定める。 松江区 <u>6 人</u> 八束区 1 人 安来能義区 1 人 大原区 1 人 仁多区 1 人 飯石区 1 人 出雲区 6 人 大田区 2 人 蓮摩区 1 人 邑智区 1 人 江津区 1 人 浜田区 2 人 那賀区 1 人 益田美濃区 2 人 鹿足区 1 人 隠岐区 1 人	2 選挙区は、次に掲げる選挙区とし、各選挙区において選挙すべき議員の人数は、郡市医師会ごとに組合員数に比例した次に掲げる人数とし、選挙について必要な事項は、組合会の議決によりこれを定める。 松江区 <u>7 人</u> 八束区 1 人 安来能義区 1 人 大原区 1 人 仁多区 1 人 飯石区 1 人 出雲区 6 人 大田区 2 人 蓮摩区 1 人 邑智区 1 人 江津区 1 人 浜田区 2 人 那賀区 1 人 益田美濃区 2 人 鹿足区 1 人 隠岐区 1 人
3 議員に欠員を生じたときは、補欠選挙を行うものとする。	3 (同 文)
	附則
	1. この規約による改正後の島根県医師国民健康保険組合規約第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項の規定は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。
	2. この規約による改正後の島根県医師国民健康保険組合規約第 29 条第 1 項、第 30 条第 2 項の規定は、平成 18 年 6 月 1 日から適用する。



国保第500号
平成18年 9月25日

各都道府県国民健康保険主管部（局）長 様

佐賀県健康福祉本部長
（公印省略）

佐賀県医師国民健康保険組合及び佐賀県歯科医師国民
健康保険組合の一部負担金割合の改正について（通知）

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、認可されましたので通知します。

なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関への周知につきましてよろしくをお願いします。

記

- 1 改正内容 別紙のとおり
- 2 施行年月日 平成18年10月 1日



（国民健康保険課）

現 行	改 正
第 3 章 保 険 給 付 (一部負担金) 第 15 条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金は次の通りとする。(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。) 1. 組合員は当該療養の給付に要する費用の10分の3に相当する額とする。 2. 組合員の世帯に属する家族は当該療養の給付に要する費用の10分の3に相当する額とする。 但し、3歳に達する日の属する月以前である場合については、当該療養の給付に要する費用の10分の2に相当する額とする。 3. 組合員の世帯に属する従業員は当該療養の給付に要する費用の10分の3に相当する額とする。 4. 前各号の規定にかかわらず、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。)は、当該療養の給付に要する費用の10分の1に相当する額とする。 5. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、当該療養の給付に要する費用の<u>10分の2</u>に相当する額とする。 (出産育児一時金) 第 17 条 組合は被保険者が出産したときは当該被保険者の属する世帯の組合員に対し出産育児一時金として<u>金30万円</u>を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、他の法律において準用し、又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。	第 3 章 保 険 給 付 (一部負担金) 第 15 条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金は次の通りとする。(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。) 1. 組合員は当該療養の給付に要する費用の10分の3に相当する額とする。 2. 組合員の世帯に属する家族は当該療養の給付に要する費用の10分の3に相当する額とする。 但し、3歳に達する日の属する月以前である場合については、当該療養の給付に要する費用の10分の2に相当する額とする。 3. 組合員の世帯に属する従業員は当該療養の給付に要する費用の10分の3に相当する額とする。 4. 前各号の規定にかかわらず、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。)は、当該療養の給付に要する費用の10分の1に相当する額とする。 5. 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、当該療養の給付に要する費用の<u>10分の3</u>に相当する額とする。 (出産育児一時金) 第 17 条 組合は被保険者が出産したときは当該被保険者の属する世帯の組合員に対し出産育児一時金として<u>金35万円</u>を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、他の法律において準用し、又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

組合規約変更

(地 区)

第 4 条

組合員の加入要件になっている地区（住所）について福岡県北九州市の追加を提案します。

(一部負担金)

第 1 2 条

平成 18 年 10 月から医療保険制度改革関連法案の成立により、国民健康保険規約例（昭和 34 年 2 月 20 日保発第 13 号）の一部が改正されることから本組合規約に関する規定を国民健康保険法第 25 条第 2 項及び本組合規約第 47 条 2 項規定により改正を提案します。（70 歳以上の現役並み所得者の一部負担割合の引き上げ 2 割から 3 割に改正）

佐賀県歯科医師国民健康保険組合規約改正

現 行 条 文	改 正 条 文
第 1 章 総 則 (地 区) 第 4 条 組合は佐賀県、福岡県（福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、久留米市、小郡市、大川市、柳川市、筑後市、八女市、大牟田市、うきは市、朝倉市、二丈町、大刀洗町、大木町、瀬高町、広川町、筑前町に限る）及び長崎県（佐世保市、松浦市、諫早市、平戸市、大村市、江迎町、波佐見町、川棚町、東彼杵町に限る）の区域の市町村をその地区とする。 第 3 章 保険給付 (一部負担金) 第 1 2 条 組合員である被保険者が療養の給付を受ける際の一部負担金は当該給付に要す費用の額の 10 分の 3 に相当する額とする。 4、70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する者に限る。）について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上である場合は <u>10 分の 2</u> に相当する額とする。	第 1 章 総 則 (地 区) 第 4 条 組合は佐賀県、福岡県（福岡市、<u>北九州市</u>、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、久留米市、小郡市、大川市、柳川市、筑後市、八女市、大牟田市、うきは市、朝倉市、二丈町、大刀洗町、大木町、瀬高町、広川町、筑前町に限る）及び長崎県（佐世保市、松浦市、諫早市、平戸市、大村市、江迎町、波佐見町、川棚町、東彼杵町に限る）の区域の市町村をその地区とする。 第 3 章 保険給付 (一部負担金) 第 1 2 条 組合員である被保険者が療養の給付を受ける際の一部負担金は当該給付に要す費用の額の 10 分の 3 に相当する額とする。 4、70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する者に限る。）について同条第 2 項に規定するところにより算定した所得の額が同条第 3 項に規定する額以上である場合は <u>10 分の 3</u> に相当する額とする。 附則 - 第 4 条の規約は平成 18 年 8 月 1 日から施行する。 - 第 1 2 条の規約は平成 18 年 10 月 1 日から施行する。



福医第 1330 号
平成18年 9月26日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

沖縄県福祉保健部長
(公 印 省 略)

沖縄県医師国民健康保険組合規約の一部改正について

みだしのことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別添のとおりですので、関係機関への周知につきましてご配慮願います。

(添付書類)

- ①沖縄県医師国民健康保険組合の一部を改正する規約
- ②規約新旧対照表

福祉保健部医務・国保課
国保指導班 大 田
電 話 098-866-2169
FAX 098-866-2714



沖縄県医師国民健康保険組合の一部を改正する規約

沖縄県医師国民健康保険組合規約の一部を次のとおり改正する。

第10条第1項 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- (1) 3歳に達する日の属する翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3
- (2) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2
- (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の1
- (4) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る。）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、当該療養の給付に要する費用の10分の3に相当する額に改める

第14条 組合は、6か月以上被保険者である医師組合員及び従業員組合員が療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス（同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス（同法第7条第5項に規定する居宅サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第48条第1項に規定する指定施設サービスをいう。）（療養に相当するものに限る）若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第7条第20項に規定する施設サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）を受けている場合において、その療養のため事業又は業務に従事することができないときは、その事業又は業務に従事することができなくなった日から起算して第15日目から1日につき次の区分により傷病手当金を支給する。

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 傷病者が医師組合員であるとき | 6,000 円 |
| (2) 傷病者が従業員組合員であるとき | 2,000 円 |

附 則

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行し、第10条の規定は平成18年10月1日から適用する。

規約改正条文対照表

改正条文	現行条文
(一部負担金) 第10条 <u>保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。</u> (1) <u>3歳に達する日の属する翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3</u> (2) <u>3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2</u> (3) 同 右 (4) <u>70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健</u>	(一部負担金) 第10条 <u>保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金の額は次のとおりとする。(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けることができる者を除く。)</u> (1) <u>医師組合員及び従業員組合員は当該療養の給付に要する費用の10分の3に相当する額とする。</u> (2) <u>組合員の世帯に属する家族は当該療養の給付に要する費用の10分の3に相当する額とする。</u> <u>但し、3歳に達する日の属する月以前である場合については、当該療養の給付に要する費用の10分の2に相当する額とする。</u> (3) <u>前各号の規定にかかわらず、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。)は、当該療養の給付に要する費用の10分の1に相当する額とする。</u> (4) <u>70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健</u>

康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、当該療養の給付に要する費用の10分の3に相当する額とする。

(傷病手当金)

第14条 組合は、6か月以上被保険者である医師組合員及び従業員組合員が療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス(同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス(同法第7条第5項に規定する居宅サービスをいう。)若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。)、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第48条第1項に規定する指定施設サービスをいう。)(療養に相当するものに限る)若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サ

康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、当該療養の給付に要する費用の10分の2に相当する額とする。

(傷病手当金)

第14条 組合は、6か月以上被保険者である医師組合員及び従業員組合員が療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス(同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス(同法第7条第5項に規定する居宅サービスをいう。)若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。)、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第48条第1項に規定する指定施設サービスをいう。)(療養に相当するものに限る)若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第7条第20項に規定する施設サービスをいう。)(療養に相当する

ビス（同法第7条第20項に規定する施設サービスをいう。）（療養に相当するものに限る。）を受けている場合において、その療養のため事業又は業務に従事することができないときは、その事業又は業務に従事することができなくなった日から起算して第15日目から1日につき次の区分により傷病手当金を支給する。

- (1) 傷病者が医師組合員であるとき
6,000 円
- (2) 傷病者が従業員組合員であるとき
2,000 円

ものに限る。）を受けている場合において、その療養のため事業又は業務に従事することができないときは、その事業又は業務に従事することができなくなった日から起算して第15日目から1日につき次の区分により傷病手当金を支給する。

- (1) 傷病者が医師組合員であるとき
6,000 円
- (2) 傷病者が従業員組合員であるとき
2,000 円



18長(国)第316号
平成18年9月21日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
長寿介護課国民健康保険室長
(公 印 省 略)

愛媛県医師国民健康保険組合規約の一部改正について

このことについて、認可申請があり、国民健康保険法第72条第2項の規定に基づき、申請のとおり認可されたのでお知らせします。

なお、改正内容は別紙のとおりですので、関係機関への周知につきまして
よろしくお願いします。



愛媛県医師国民健康保険組合規約新旧対照表

現 行	改正案(第1条関係 [18年4月適用分])	改正案(第2条関係 [18年10月適用分])
第3章 保 險 給 付 (一) 部負担金 第10条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者〔老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療を受けることができる者を除く。〕が、その給付を受ける際に支払う一部負担金の額、当該給付に要する費用の額に次の各号の区分による割合を乗じて得た額とする。 1 次号から第4号に掲げる場合以外の場合 10分の3 2 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の1 3 70歳に達する日の属する月の以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者)のその他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条第2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の2 4 3歳に達する日の属する月以前である場合10分の2 (傷病手当金) 第14条 組合員が疾病又は負傷により、療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、特定療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による療養又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス(同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス)をいう。)(療養に相当するものに限る。)(療養に相当する居宅サービス費若しくは特別居宅介護サービス費に相当する居宅サービス(同法第7条第5項に規定する居宅サービス)をいう。)(若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。))、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第48	(傷病手当金) 第14条 組合員が疾病又は負傷により、療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による療養又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス(同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス)をいう。)(療養に相当するものに限る。)(療養に相当する居宅サービス費に相当する居宅サービス(同法第7条第5項に規定する居宅サービス)をいう。)(若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。))、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第48	1 3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3 3 70歳に達する日の属する月の以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者)のその他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条第2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の3 (傷病手当金) 第14条 組合員が疾病又は負傷により、療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス(同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス)をいう。)(療養に相当するものに限る。)(特別居宅介護サービス費に係る居宅サービス(同法第8条第1項に規定する居宅サービスをいう。))若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。))、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第48条第1項に規定

[illegible]



国保第512号
平成18年 9月28日

各都道府県国民健康保険主管部（局）長 様

佐賀県健康福祉本部長
（公印省略）

佐賀県建設国民健康保険組合の一部負担金割合の
改正について（通知）

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき、認可されましたので通知します。

なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関への周知につきましてよろしくをお願いします。

記

- 1 改正内容 別紙のとおり
- 2 施行年月日 平成18年10月 1日

（国民健康保険課）



佐賀県建設国民健康保険組合規約の一部改正する新旧対照表

現 行	改 正 案
第4章 保 険 料 (一部負担金) 第9条 3 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、<u>当該療養の給付に要する費用の10分の2に相当する額とする。</u> (傷病手当金) 第12条 組合は、加入期間が6ヶ月以上の組合員である被保険者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第37条第1項に規定する傷病手当金の支給を受けることができる者を除く。)が療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、<u>特定療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス(同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)</u>	第4章 保 険 料 (一部負担金) 第9条 3 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、<u>当該療養の給付に要する費用の10分の3に相当する額とする。但し、組合員である被保険者については、平成18年10月診療分から平成19年3月診療分までは10分の2に相当する額とする。</u> (傷病手当金) 第12条 組合は、加入期間が6ヶ月以上の組合員である被保険者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第37条第1項に規定する傷病手当の支給を受けることができる者を除く。)が療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、<u>入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養若しくは老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費、保険外併用療養費に係る療養若しくは老人訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による居宅介護サービス費に係る</u>

(療養に相当するものに限る。) 特別居宅介護サービス費若しくは特別居宅支援サービス費に係る居宅サービス(同法第7条第5項に規定する居宅サービスをいう。)若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。)施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第48条第1項に規定する指定施設サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第7条第20項に規定する施設サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)を受けている場合において、その療養のため事業又は業務に服することができないときは、その事業又は業務に服することができなくなった日から起算して第6日目から事業又は業務に服することができない期間(同一疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、40日を越える場合には40日とする。)、次の区分の額を傷病手当金として支給する。

第1種 1日につき3千5百円

第2種 1日につき3千円

第3種並びに第4種及び第5種 1日につき2千5百円

指定居宅サービス(同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)

(療養に相当するものに限る。) 特別居宅介護サービス費に係る居宅サービス(同法第8条第1項に規定する居宅サービスをいう。)若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。)施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第48条第1項に規定する指定施設サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第8条第23項に規定する施設サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス(同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスをいう。)若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。)を受けている場合において、その療養のため事業又は業務に従事することができないときは、その事業又は業務に従事することができなくなった日から起算して第6日目から事業又は業務に服することができない期間(同一疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、40日を越える場合には40日とする。)、次の区分の額を傷病手当金として支給する。

第1種 1日につき3千5百円

第2種 1日につき3千円

第3種並びに第4種及び第5種 1日につき2千5百円

第6章 役員及び職員

(役員の定数)

第35条 理事の定数は、22名とする。

1 名理事長。

2 監事の定数は、4名とする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和45年8月1日から施行する。

2 この規約は、平成7年4月1日から施行する。

3 この規約は、平成8年4月1日から施行する。

4 この規約は、平成9年4月1日から施行する。

5 この規約は、平成10年4月1日から施行する。

6 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

7 この規約は、平成13年4月1日から施行する。

8 この規約は、平成14年4月1日から施行する。

9 この規約は、平成14年10月1日から施行する。

10 この規約は、平成15年4月1日から施行する。

11 この規約は、平成16年4月1日から施行する。

12 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

13 この規約は、平成18年4月1日から施行する。

2 新規約第16条、の規定は、平成18年度以後の保険料について適用し、平成17年度以前の保険料については、なお従前の例による。

第6章 役員及び職員

(役員の定数)

第35条 理事の定数は、22名とする。

1 名理事長。

2 監事の定数は、3名とする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和45年8月1日から施行する。

2 この規約は、平成7年4月1日から施行する。

3 この規約は、平成8年4月1日から施行する。

4 この規約は、平成9年4月1日から施行する。

5 この規約は、平成10年4月1日から施行する。

6 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

7 この規約は、平成13年4月1日から施行する。

8 この規約は、平成14年4月1日から施行する。

9 この規約は、平成14年10月1日から施行する。

10 この規約は、平成15年4月1日から施行する。

11 この規約は、平成16年4月1日から施行する。

12 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

13 この規約は、平成18年4月1日から施行する。

(削除)

14 この規約は、平成18年10月1日から施行する。

2 新規約第35条2項の規定は、平成18年4月1日をもって適用する。